

第 4 次島根県男女共同参画計画（素案）についていただいたご意見

1. 意見提出 29 名・団体

2. 意見数 48 件（計画に反映させていただいたご意見 18件、今後の施策の参考にさせていただくご意見 30件）

<内訳>

	人数・ 団体数	意見数	計画全般	基本目標 I	基本目標 II	基本目標 III
島根県男女共同参画審議会 (令和 3 年 11 月 30 日)	7 名	11 件	1	3	1	6
島根県議会（総務委員会） (令和 3 年 12 月 14 日)	2 名	2 件		1	1	
島根県男女共同参画社会形成促進会議 (令和 3 年 12 月 27 日及び文書意見照会) (※)	11 名・団体	21 件	2	7	7	5
しまね働く女性きらめき応援会議 (文書意見照会) (※)	3 団体	5 件	2	1	1	1
市町村 (文書意見照会)	1 市	1 件				1
パブリックコメント (令和 3 年 12 月 23 日～令和 4 年 1 月 24 日)	5 名・団体	8 件		1	5	2
合計	29 名・団体	48 件	5	13	15	15

※ しまね働く女性きらめき応援会議と島根県男女共同参画社会形成促進会議の構成員が重複する場合には、島根県男女共同参画社会形成促進会議の構成員として、意見数等を計上

3. ご意見の要旨及びご意見に対する県の考え方

別紙のとおり

① 島根県男女共同参画審議会（令和3年11月30日）

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1-1 計画全般		国資料で「アンコンシャス・バイアス」と書かれているが、分かりにくい。	計画においては、「無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）」と記載し、脚注を設けています。 今後、「無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の言葉を使用する場合にも、できる限り分かりやすい表現となるように努めてまいります。
1-2 基本目標Ⅰ 重点目標 1	現状と課題 (P11)	正社員と非正社員の賃金格差を縮めていく必要がある。	給与の男性に対する女性の比率は79.2%であり、男女間の格差が見られることから、女性のスキルアップ支援や、働き続けやすい職場環境づくりに取り組む企業への支援を通じて、正社員を希望する女性の正社員への転換、労働局と連携した待遇改善に取り組めます。
1-3 基本目標Ⅰ 重点目標 2	数値目標 6 (P36)	数値目標 6（男性の育児休業制度を利用した割合）で30%が設定されているが、取るだけ育休にならないように、取組を検討していただきたい。	男性の育児休業取得によって家庭内で女性に偏っている家事・育児負担が軽減されるよう、「両親（父親）セミナー」を開催したり、父親になるための心構えや知識を掲載した「パパの育児手帳」を配布して、男性の家事・育児に関する知識や技術の習得を推進しています。育児・介護休業法の改正により、男性が育児休業を取得しやすくなることから、男性の家事・育児参加促進のための啓発に引き続き取り組んでまいります。
1-4 基本目標Ⅰ 重点目標 2	取組27 (P47)	産婦人科においてパパの育児手帳を活用して夫婦に声かけをしてください、ということを県のほうから出していただきたい。	産婦人科と連携した夫婦への声かけについて、「パパの育児手帳」の効果的な活用策として参考とさせていただきます。
1-5 基本目標Ⅱ 重点目標 3		原発に関して、政治の場に女性が少なく、女性や子ども、若い人の声が入り入れてもらいにくいと感じている。そういった人たちの声が入り入れてもらえるような取組が必要である。	県では、「島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会」を設置しており、多くの女性委員に参画いただいています。また、同協議会では一般傍聴者からも発言可能な運営としています。 女性の政治参加の推進については、平成30年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定められています。 そのため、県としてましても、法律の趣旨を踏まえ、公選による公職等としての活動に関心のある人材の育成等に向けて、女性の政治参画への参画の重要性、意義についての理解促進の取組が必要だと考えております。 については、ご意見を受けまして、下記のとおり取組を追加しました。 【追加】(P50) <u>取組53 女性の政治分野への参画の重要性、意義についての理解促進を図るため、セミナーなどの開催による啓発を行います。（女性活躍推進課）</u>
1-6 基本目標Ⅲ 重点目標 8	数値目標17 (P37)	数値目標17（学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率）の80%はなぜ100%でないのか。	本項目は今年度からスタートした「島根県DV対策基本計画（第4次改定）」において新たに設けた目標で、当面は80%を目指すこととしております。将来的には100%に近づくよう取り組んでまいります。

【別紙】

	基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1-7	基本目標Ⅲ 重点目標 8	数値目標18 (P37)	数値目標18(DV被害者が相談した割合)の60%はもう少し高くないか。	本項目は内閣府の男女間における暴力に関する調査報告書の数値(47.1%)を参考に、今年度からスタートした「島根県DV対策基本計画(第4次改定)」で新たに設けた目標であり、当面は60%を目指すこととし、取り組んでいるところです。 なお、相談の必要な方が相談につながり、必要な支援を受けることができるよう、今後も引き続き、相談窓口の周知等の広報・啓発を図っていきます。
1-8	基本目標Ⅲ 重点目標 9 (基本目標Ⅰ 重点目標 2)	取組132 (P62)	不妊治療と仕事の両立のために、厚労省では助成金の創設や、不妊治療を健康保険の対象とすること、くるみんの認定への項目追加などが検討されている。 県としても、不妊治療と仕事の両立のための支援という部分について、何か1つ取組があればと思う。	誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりのため、従業員の不妊治療の支援に取り組む企業を支援してまいります。具体的には、こっころカンパニーの認定基準を見直し、不妊治療のための休暇制度の導入を促してまいります。 また、厚労省が作成された不妊治療と仕事との両立に関する企業向けのマニュアルやハンドブック等について不妊専門相談センターへの提供や、県内商工団体の会議時を活用した配布などを行いました。 今後も職場において不妊治療に対する理解が進んでいくよう、労働局と連携し、企業への情報提供等に取り組んでまいります。 なお、ご意見を受けまして、以下のとおり取組を追加しました。 【追加】(P62) <u>取組133 安心して不妊治療を受けられるよう、こっころカンパニーの認定の仕組みを活用して、不妊治療と仕事の両立支援に取り組む企業を支援します。(女性活躍推進課)</u>
1-9	基本目標Ⅲ 重点目標10	数値目標23 (P37)	数値目標23(就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合)について、分母のほうが就職していないひとり親世帯全てではなくて、相談に来られたひとり親世帯であれば、目標項目の表現を変更したほうがよい。	ご意見を受けまして、数値目標の項目を下記のとおり修正しました。 【修正後】(P37) 数値目標23 <u>県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合</u>

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1-10 基本目標Ⅲ 重点目標10	数値目標23 (P37)	数値目標23（就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合）について、令和2年度の現状値が87.5%に対して、令和8年度の目標値が80%であること の考え方	<p>当該目標値80%は、県が（一財）母子寡婦福祉連合会に委託して行う無料職業紹介事業における新規求職者数（分母）の内、実際に就職につながった人数（分子）の割合及び母子父子自立支援プログラム策定事業における支援対象者個人ごとの自立支援計画策定件数（分母）の内、実際に就職につながった件数（分子）の割合を合算し、近年の実績等に基づいて設定しています。</p> <p>この分母に当たる新規求職者等の人数や自立支援計画策定件数は年度によって大きな変動があります。これは、別の就業支援制度を活用することで目的を達成し、ニーズがなくなる場合や自立支援プログラム策定は市町村でも行っており、そちらでの対応になる場合もあるためです。</p> <p>その上で、分子部分の就職に結びつくかどうかは、ご本人のニーズも様々で、必ずしも全員が就職に結びつくわけではないため、100%にはなりにくい状況があります。</p> <p>一方、県としては、今後、出来るだけ多くの方にこういった支援があることを幅広く広報し、上記の希望者（分母）を増加させていくことを目指しています。</p> <p>以上のことから、目標値としては一定の割合を据置く形となっておりますが、今後、当該事業を活用されるひとり親世帯の裾野（分母）を広げていきながら、その中の80%を超える方々が毎年就職につながっていくよう支援してまいります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえて、数値目標の設定趣旨については、下記のとおり脚注を追加しました。</p> <p>【追加】（P37） <u>※7 算出根拠となるひとり親世帯の新規求職者等の人数（分母）と就職者等の人数（分子）が年度によって大きく変動する。そのため、新規求職者等の人数（分母）の裾野を広げていきながら、就職する方の割合が目標値を超えるよう支援することとし、目標値（80.0%）は直近値を下回る数値に据え置く。</u></p>
1-11 基本目標Ⅲ 重点目標10	重点目標10 (4)人権尊重 の観点からの 啓発・教育 (P66)	性的マイノリティーの方の人権の観点から、同性パートナーシップの導入が進んできている中で、島根、鳥取ではまだ導入が進んでいないが、今後進んでく るのではないかと思う。 そうした中で、(4)人権尊重の観点からの啓発・教育のところ、例えば性別欄を 廃止するなど、具体的な取組を進めていくようなことが記載できないか。	<p>パートナーシップ宣誓制度については、県レベルで制度を導入している自治体 を対象に、実施状況や効果、課題等について聞き取り調査を行います。</p> <p>また、学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切 な対応や相談体制の充実を進めるために、制服や性別記入欄など、男女別を前提 としたしくみ、制度等の見直しを図られるよう関係機関との連携を含む支援体制 を促します。</p>

② 島根県議会（総務委員会）（令和3年12月14日）

	基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
2-1	基本目標Ⅰ 重点目標2	数値目標4 (P36) 取組26 (P47)	県内の企業の99.9%を占める中小・小規模事業者において、こっころカンパニーの取組が進むよう、認定制度を工夫して取り組むべきである。	こっころカンパニーの認定企業368社（R2年度末時点）のうち、従業員数19人以下の割合は44.5%となっており、小規模な事業所においても積極的に取り組んでいただいています。 現在、認定企業に対しては、県の広報によるPRや表彰制度、県の建設工事入札参加資格審査における加点、環境整備補助金などにより支援しています。業種や事業所規模にかかわらず様々な企業が認定制度を活用し、メリットを感じられるよう、認定制度に関するPRを強化し、子育てしやすい職場環境づくりによって人材確保への効果も期待されることなどを積極的に情報発信し、今後も認定企業の普及に努めていきます。
2-2	基本目標Ⅱ 重点目標6	数値目標13 (P36)	特定の団体となる「農業協同組合の役員に占める女性の割合」が数値目標13に設定されているが、林業と漁業などが入っていないのはなぜか。	数値目標13「農業協同組合の役員に占める女性の割合」（P36）は、国の第5次男女共同参画基本計画の数値目標とされており、農林水産省からも農業の発展等のためには女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要で、地域をリードする女性農業者の育成や農村施策への女性参画推進のため、特に農業委員、農業協同組合役員などに占める女性登用を推進すること、とされています。 そうしたことから、今回の計画において「農業協同組合の役員に占める女性の割合」を数値目標として設定しました。 なお、林業、漁協については、参考指標37「森林組合の役員に占める女性の割合」、参考指標39「漁協協同組合の役員に占める女性の割合」として設定することとしています（P40）。

③ 島根県男女共同参画社会形成促進会議（令和3年12月27日及び文書意見照会）

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3-1 計画全般		<p>鳥根県は「男女共同参画計画」において、性の多様性に配慮して、「男女」の文言の使用を可能な限りやめた。</p> <p>一つ一つの内容としては、男女という文言がなければならないところもあるが、鳥根の場合は、計画案では可能な限り「男女」の文言を言い換えて、「一人一人」とか「誰もが」などに変更するとされた。</p> <p>鳥根県においても、鳥根県男女共同参画という言葉ではなく、誰もが共同参画できる社会づくりなどとしたほうがよいのではないかと。</p>	<p>本計画においても、性の多様性を尊重することが重要であることは当然のことであり、鳥根県が目指す社会は性別にとらわれることなく、性の多様性を前提とした、一人ひとりの人権が尊重される社会であると考えています。</p> <p>一方で、本計画期間である5年後に目指す姿としては、男女間の格差や性別による固定的な性別役割分担等を反映した制度、慣行、女性への暴力などが、未だ大きな社会課題として残っており、それらの課題や課題解決に向けた取組を明確する必要があります。</p> <p>そうしたことから、計画の名称は「鳥根県男女共同参画計画」とし、「鳥根県が目指す男女共同参画者社会」（P33）を記載しています。</p> <p>なお、性の多様性の尊重については、「計画策定にあたっての横断的視点」（P3）で明確化するとともに、計画の巻頭言においても県民の皆様との共通認識となるよう、知事からのメッセージとしてしっかりと伝えてまいりたいと考えています。</p>
3-2 計画全般	全体 計画推進ための 手法 (P5)	<p>素案の「計画推進のための手法」において、苦情処理専門部会を設置しているとのことであるが、県民からの申し出又は苦情の内容を知りたい。具体的な処理方法も合わせて公表できる内容のものは公表して欲しい。</p>	<p>これまでの苦情処理の申し出については、毎年作成しています「しまねの男女共同参画年次報告」にて公表をしています。申し出については、平成15年以降、平成19年までで計6件、それ以降においては申し出がない状況です。</p> <p>女性活躍推進課の苦情処理のホームページにて制度の紹介を行ってまいりましたが、ご意見を受けまして、ホームページにおいてもこれまでの状況を追加しました。</p>
3-3 基本目標 I 重点目標 1		<p>国の方針において、男女間の賃金格差の解消に向けた構造的な対応を進めるといことが挙げられているが、早期に具体的な対策が必要だと考えている。</p> <p>現実として男性の長時間労働が前提として存在し、それとセットで専業主婦という形の家庭が、政策的につくられてきた。</p> <p>そうした中で、現在の男女の賃金格差が生み出されてきており、早期にこれを解消することが、男女間の様々な格差の解消につながる。</p>	<p>厚生労働省の資料によると、男女間の賃金格差の要因として、最も大きいものは「役職の違い」「勤続年数の違い」であるとされています。本県の状況として、役職への登用割合や勤続年数には男女差があり、給与の男性に対する女性の比率は79.2%となっています。女性の望まない離職を防止し、安心して働き続けられるよう、正社員を希望する女性の正社員化への転換支援、労働局と連携した非正規労働者の待遇改善、女性のスキルアップ支援や、女性の活躍や従業員の子育てを応援する企業への支援などにより、女性の登用や、誰もが働き続けやすい職場環境づくりを促進していくこととしています。</p> <p>ご指摘のとおり、男性の長時間労働と女性への家事・育児の負担の偏りには関連があり、女性の活躍を阻む要因の一つになっています。長時間労働の是正などの働き方改革を進めるため、経営者等の意識改革のためのセミナーの開催、時間単位年次有給休暇制度の導入等に取り組む企業への奨励金支給などにより、企業を支援し、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進していくこととしています。</p>

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3-4 基本目標 I 重点目標 1	現状と課題 (P13)	<p>「職場における女性の登用について」の図表23において、管理職になりたくない理由として、男女とも「今のままで不満はないから」という理由が多いが、そのことと「職場の働きやすい環境づくり」が関係あるのかどうか。</p> <p>女性は、スキルアップより家庭と仕事の両立に関心があるのではないかと。また、能力アップも必要だが、心の安定を望む気持ちが強いと思うので、それを踏まえての施策が必要かと思われる。</p>	<p>管理職になりたいと考える割合は、男性が41.2%であるのに対し、女性は12.7%と大きな差があります。また、管理職になりたくない理由として、男女差が大きく出ているのは、「仕事と家庭の両立が困難だから」（男性13.6%、女性34.8%）となっており、子育て等をしながら働き続けることのできる職場環境づくりが課題であると考えております。</p> <p>女性の登用に関し、本人の希望は尊重されるのがワーク・ライフ・バランスの観点からも望ましいと考えます。ご指摘の点を踏まえ、女性一人ひとりが結婚や子育てをしながら、希望に応じた働き方が実現するよう支援していきます。</p> <p>なお、ご意見を受けまして、下記のとおり「現状と課題」を追記しました。</p> <p>【追加】(P13) また、「仕事と家庭の両立が困難だから」を理由として挙げた男性が13.6%であるのに対し、女性は34.8%と大きく差が出ています。</p>
3-5 基本目標 I 重点目標 1、 2		<p>家庭の問題と同時に、結婚しない男性、女性、一生独身で過ごすという方も多くなっている。そうした場合、女性のほうが賃金が低いことから年金も低く、老後の生活が厳しい。その上に親の介護、みとりということも独身女性にかかってくる場合もある。</p> <p>これまでの世帯や家庭に対する支援だけでなく、独身女性、独身男性に向けた取組も必要となってきたので、そういうところにも目を向けていただきたい。</p>	<p>計画P11の図表15「20～49歳における男女別未婚率の推移」を見ても、年齢（5歳階級）別未婚率が、男性、女性ともに増加傾向にあります。</p> <p>そうした中で、国の男女共同参画会議において、女性の人生と家族の姿が多様化していることを踏まえ、女性の経済的自立を最重要課題として取り組む必要があるとされています。</p> <p>女性が生涯を通じて経済的に自立し、安心して暮らしていくためには、安定的な雇用が確保されることが重要です。このため、正社員を希望する女性の正社員化への転換支援や労働局と連携した待遇改善に取り組めます。また、誰もが若い世代から自らの人生設計やキャリアプランを考えていくために、高校生や大学生を対象とした啓発活動に取り組んでまいります。</p>
3-6 基本目標 I 重点目標 2		<p>市町村と連携して、学童クラブをより充実させることによって、お母さん方が伸び伸びと働くことができるような環境をつくっていくことが、島根県としての大きな目標だと考えている。</p>	<p>ご意見のとおり、放課後児童クラブの充実によって、子育てをしている誰もが安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりが図られることから、計画案に明記しているところです。（P46）</p>
3-7 基本目標 I 重点目標 2		<p>島根県は全国と比べて、出産後の労働参加率の落ち込みが低い。島根県の良いところは、初産の後に育児の受け皿となる保育が充実していることである。加えて、県が現在推進する放課後児童クラブの充実によって、小学校の前半までカバーすれば、多くのお母さんたちは切れ間なく、労働を継続することができる。</p> <p>また、島根県は全国と比較して初産の年齢が早い。そのことが島根県の合計特殊出生率が高くなっている要因の一つだと考えられる。</p> <p>共働きの家庭が多くなる中で、男性の家事、育児に参加しようという意識を高めることが重要だということを改めて強調したい。</p>	<p>ご意見のとおり、放課後児童クラブの充実によって、子育てをしている誰もが安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりが図られることから、計画案に明記しているところです。</p> <p>また、女性がいきいきと活躍するためには、家庭において女性に負担が偏っている家事・育児の負担を是正し、家庭における男性活躍を推進することが重要であることを、子育て中の方だけでなく、その親の世代、地域の方々、職場などに積極的に情報発信していきます。</p>

	基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3-8	基本目標Ⅰ 重点目標Ⅱ	数値目標Ⅶ (P36)	<p>島根県の現状と課題について、島根県の人口減少が顕著である中で、若者が定着したくなるような環境づくりが必要。島根県の各部局がそれぞれの施策を具体的に推進して、目標数値に近づけていただきたい。</p> <p>島根県の女性の労働力率は高いですが、仕事と家庭の両立を望む方が多いため、有職率の高さだけでなく、働きやすい環境づくりと男女間の賃金格差の是正にもしっかりと目を向けていただきたい。</p>	<p>厚生労働省の資料によると、男女間の賃金格差の要因として、最も大きいものは「役職の違い」「勤続年数の違い」であるとされています。本県の状況として、役職への登用割合や勤続年数には男女差があり、給与の男性に対する女性の比率は79.2%となっています。女性の望まない離職を防止し、安心して働き続けられるよう、正社員を希望する女性の正社員化への転換支援、労働局と連携した非正規労働者の待遇改善に取り組むほか、女性のスキルアップ支援や、女性の活躍や従業員の子育てを応援する企業への支援などにより、女性の登用や、誰もが働き続けやすい職場環境づくりを促進していくこととしています。</p> <p>なお、「女性が働き続けやすいと感じる女性の割合」を、数値目標Ⅶとして追加することとしました。</p> <p>【追加】(P36) 数値目標Ⅶ 女性が働き続けやすいと感じる女性の割合</p>
3-9	基本目標Ⅰ 重点目標Ⅱ		<p>月経にまつわる様々な課題をテクノロジーの力で解決していこうという「フェムテック」について、昨年来研究を行っている。</p> <p>具体的には、月経カップや新しいショーツなど、いろんな商品が出ているが、そういったものを使ってもらいながら、より生産性も上げながら女性が快適に仕事ができる、あるいはワーク・ライフ・バランスにつなげていく、という研究をしている。</p> <p>県でも生理の貧困ということだけにとどまらず、少子高齢化の進行によって生産年齢人口というのは減少していく中で、今働いている人たちの生産性を上げていくという観点から、科学的な見地を持った新たな取組を、今後取り入れていただきたい。</p>	<p>「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、働く女性の月経や妊娠・出産、更年期障害等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職や存分に能力を発揮できない状況を防ぐため、テクノロジーを用いて健康課題に対処するツールとして、令和3年度から経済産業省等においてフェムテック製品・サービスの利活用を促す仕組みづくりの支援が始まっています。</p> <p>ご意見のとおり生産性を上げるという観点についても、経済産業省の試算によると、2025年のフェムテックによる経済効果(逸失給与総額)は年間約2兆円と推計されており、人口減少、少子高齢化社会における経済活動において、フェムテック製品・サービスの利用効果は期待されています。</p> <p>女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に寄与するフェムテック製品・サービスについて、今後もその動向を注視していきます。</p>
3-10	基本目標Ⅱ 重点目標Ⅳ	現状と課題 (P22~23)	<p>令和元年度の調査結果で、3点の問題点がある中で、男女の平等感について「学校教育の場」以外の分野で内容を深く考えなくてはならないと思う。</p> <p>これらを改善していく中で、女性の政治行政分野への社会的視野も高く、広がっていくのではないのでしょうか。</p> <p>「社会通念・慣習・しきたりなど」の環境の変化について考える計画期間5年となることを願っています。</p>	<p>男女の地位の平等感については、ご意見のとおり学校教育の場以外は、平等だと感じる割合が40%以下と低い状況です。特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」については、15%程度と低くなっています。</p> <p>政治の場、職場、地域活動、家庭生活など、あらゆる場面での男女の地位の平等感を高めるためには、女性を取り巻く環境整備と意識改革の取組が必要です。環境整備については、働きやすい職場づくりの推進、仕事と生活の両立支援、法律等による育児・介護等の休暇制度等の整備が推進されています。</p> <p>一方、意識改革について、「社会通念・慣習・しきたり」の見直しにつながる固定的な性別役割分担意識の解消や多様性を受け入れる意識を醸成するため、市町村や男女共同参画サポーターと協働し、男女共同参画に係る広報や啓発事業に取り組み、男女の地位の平等感の向上に努めてまいります。</p>
3-11	基本目標Ⅱ 重点目標Ⅳ	現状と課題 (P25~26)	<p>PTA役員における女性の割合について素案に記載があるが、会長はできないが副会長や各部長であればやりますよといった声も非常に多くある。</p> <p>また、実際、PTAの中で中心になって活動しているのは、基本的にお母さんのほうがどちらかという人が多い。</p> <p>そういった数字の取り方について検討いただきたい。</p>	<p>計画の現状と課題においては、活動の主体という視点ではなく、政策方針決定にかかる視点で記載しています。</p> <p>一方、方針決定には、会長と同じく副会長も関わることから、PTA及び自治会において会長よりも女性の参画が進んでいる副会長について、女性が占める割合と現状をP25、26、41に追記しました。</p>

	基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3-12	基本目標Ⅱ 重点目標4 基本目標Ⅱ 重点目標7	取組55 (P51) 取組89 (P56)	(公財)しまね女性センターとの連携に関する言及について 県立男女共同参画センター「あすてらす」については、重点目標4-(1)-55(研修会場として例示)と重点目標7-(2)-91(防災にかかる役割の明確化)の2箇所にかかれていますが、総じて(公財)しまね女性センターとの連携に関する記述は見られません。 具体的な取組を進めるにあたっては、実際には男女共同参画推進に関する事業の多くが財団に委託されており、専門職員を有する県内随一の機関であることから、財団との連携についてぜひ明記していただきたいです。 例：重点目標7-(2)-89 男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を、市町村及び男女共同参画サポーター、(公財)しまね女性センターと連携して実施します。	ご意見を受けまして、下記のとおり取組を修正しました。 【修正後】(P51) 取組55 県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ県内各地において、(公財)しまね女性センターと連携し、男女共同参画の理解促進に向けた研修を開催します。(女性活躍推進課) 【修正後】(P56) 取組89 男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を、市町村、男女共同参画サポーター及び(公財)しまね女性センターと連携して実施します。(女性活躍推進課)
3-13	基本目標Ⅱ 重点目標4	取組63 (P52)	男女共同参画に関する情報の収集・提供について ※該当項目：重点目標4-(3)-63 書籍・映像資料の収集や啓発パネルの整備は、(公財)しまね女性センターの自主事業として行っており、館内やセミナー会場等に展示するほか、貸出等にも対応しています。該当項目がこのことを指しておられるのであれば、財団の事業であることや、収集場所としての「あすてらす情報ライブラリー」についても明記していただきたいです。	(公財)しまね女性センターの自主事業は本計画では記載しておりませんが、あすてらす情報ライブラリーは県管理(指定管理)であることから、ご意見を受けまして、下記のとおり取組を修正しました。 【修正後】(P52) 取組63 県立男女共同参画センター「あすてらす」の「情報ライブラリー」に書籍や映像資料を収集し、来館者へ貸出等を行うことで、広く県民に情報提供を行います。(女性活躍推進課)
3-14	基本目標Ⅱ 重点目標6		日本はまだまだ男性社会である。国会議員、県議会議員、市町村議員も女性が少ない。昇進のスピードも同期に比べて遅い。 現在、土地改良区の理事をしているが、女性は一人である。今後、土地改良区の女性役員が増えて欲しい。	土地改良区の女性理事登用の促進については、国、県、土地改良事業団体連合会で構成する「土地改良区運営基盤強化協議会」で検討を行っています。 また、令和3年5月に設立された「しまね水土里女性の会」と連携し、当会の啓発活動などの情報を土地改良区へ提供することにより、改選時期に合わせた女性理事の登用を促進していきます。
3-15	基本目標Ⅱ 重点目標7	取組91 (P56)	平常時及び災害時における男女共同参画センターの役割の明確化について ※該当項目：重点目標7-(2)-91 ここでは、おそらく国の計画の表記に合わせる形で「男女共同参画センター」と書かれているものと思いますが、センターは建物であって、実際に役割を持ち取組を進めるのは(公財)しまね女性センターであると認識しています。書きぶりの変更についてご検討願います。	ご意見を受けまして、下記のとおり取組を修正しました。 【修正後】(P56) 取組91 男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び(公財)しまね女性センターの防災にかかる役割の明確化を図り、その取組を推進します。(女性活躍推進課)
3-16	基本目標Ⅱ 重点目標7	取組92 (P56)	災害時の「避難所チェックシート」では、しっかりと女性の視点が活かされている。このチェックシートを災害時に活かすための指導が大切だと思う。	災害時の避難所開設・運営に女性の視点を活かされるよう、「避難所チェックシート」をはじめ、男女共同参画の視点からの防災の取組等について、市町村担当課長会議や研修会などの場を活用して情報共有を図るなど、市町村と連携して取り組んでまいります。

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3-17 基本目標Ⅲ 重点目標 8		<p>女性相談を設けている市町村もあるが、設けていない市町村もある。そのため、引き続き島根県女性相談センターでは幅広く、相談する機会がなるべく多く設けられるようにしていただくとともに、弁護士などの専門家につなげる場所が県内でも増えていくようにして欲しい。</p> <p>また、コロナの影響などで面談相談が困難な場合もあるため、例えば電話相談など、できるだけスムーズに相談に結びつけられるように改善を続けていただきたい。</p>	<p>島根県女性相談センターでは、電話相談や面接相談等により、DV相談をはじめ日常生活を営む上で様々な問題を抱え悩む女性から幅広く相談を受け、必要に応じて、関係機関（弁護士等の専門家を含む）へのつなぎを行っております。</p> <p>また、県内すべての市町村においても女性相談窓口が設置されており、独自に法律相談の機会を設けたり、島根県女性相談センターにつなげたりなどして、専門家への相談の機会を提供しています。</p> <p>令和3年度からは相談者のお近くの児童相談所の女性相談窓口を通して、リモートでの法律相談を行っており、今後も新型コロナウイルス感染症対策はもちろん、東西に長い本県において少しでも専門家につながる機会を増やし、相談者の負担を減らすことができるよう、改善に努めます。</p> <p>また、ホームページや新聞・広報等への掲載、リーフレットの配布、相談カードの配置等により、DV相談窓口の周知を行い、その内容の充実及び周知方法の拡大に努めます。</p>
3-18 基本目標Ⅲ 重点目標 8		<p>DVは、暴力が家庭内で振るわれることはおかしい、ということをやはり教育でやっていく必要もあると思う。性教育も含めて、基本的なところをきちんと教育の場でも設けていただく必要がある。</p>	<p>県では、デートDV予防教材（DVD）を作成し、県内の全中学校、高等学校、特別支援学校に配布し、また、養護教諭等を対象としたデートDV予防教育指導者研修を行うなど、各学校でのデートDV予防教育の推進に努めており、一定程度の実施効果をあげていると考えておりますが、未実施の学校もあることから、学校での予防教育の推進を図り、引き続き指導者の育成に努める必要があると考えています。</p>
3-19 基本目標Ⅲ 重点目標10		<p>コロナ禍において、「生理の貧困」の問題がクローズアップされてきた。このことについては、生理用品を全部のトイレに置いていただきたい。</p> <p>例えば、県立高校や県有施設的女子トイレに置いていただくなど、県がこれを推進しているという形を示していただきたい。そうすることで、スーパーマーケットやホテルなど民間にも広がっていき、また、中学校などにも広げていくことができる。</p>	<p>県においては、今年度国の交付金を活用し、支援を必要とする方々のための様々な相談先の周知に併せ、生理用品の無償配布を行っているところです。</p> <p>配布については、相談支援への繋ぎを重視する観点から、単なる配布ではなく、相談機関の窓口での配布を原則として実施しています。</p> <p>来年度以降も引き続き支援を必要とする人からの相談支援につながるよう、相談窓口の周知を図ってまいります。</p> <p>また、各学校では、従来から保健室に生理用品等を準備しており、忘れてたり急に必要になった子どもに対して、貸出または提供を行っております。保健室で養護教諭は、子どもの表情や様子をしっかりと見て話を聞き、借りに来る頻度や家庭の状況などを考慮して、返却を求めるかどうかを個別に判断しているところです。今後も、スクールカウンセラーをはじめ様々な意見を踏まえながら、「生理の貧困」の問題をはじめ、子どもが何でも気兼ねなく相談できる環境づくりに努めてまいります。</p>
3-20 基本目標Ⅲ 重点目標10		<p>SDGs、ジェンダー平等など、世界的な動きの中では、全ての人々が平等に、あるいは差別なく生きられる、そういう社会を目指すということだと思ふ。</p> <p>この先に、三重県などは先んじて差別防止の条例などもこのLGBTQ+等に関することでアウティングも含めて制定している。島根県もいち早くそういったことにステージを上げて、県民へのメッセージを出していただきたい。おそらく今は、人権の基本方針の中で、包含しているんだということだと思ふが、やはり男女共同参画を進める上では、一段高いハードルを上がっていかないと、県民にメッセージ性が非常に弱いのではないかと。</p>	<p>LGBT等の性の多様性の尊重に向けての取組については、島根県人権施策推進基本方針によるところであります。島根県男女共同参画計画においても「性の多様性の尊重」は、男女共同参画社会を形成していくために重要であると認識し、計画策定にあたっての横断的な視点としております。（P3）</p> <p>社会には、女性や子ども、高齢者、障がい者に対する暴行・虐待、インターネットによる人権侵害など、様々な人権問題が存在するとともに、災害時の被災者等への配慮など新たな課題も発生しており、このような様々な人権問題の解決に向けて、島根県では、人権施策基本方針に基づき、国、市町村、関係団体等と連携して人権施策を推進しています。</p> <p>島根県の方針は三重県のような対応とは異なりますが、様々な人権問題の解決に向けて、全体として取り組んでまいりたいと思ひます。</p>

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3-21 基本目標Ⅲ 重点目標10	取組38 (P48)	<p>職場における性の多様性に企業が対応する上では、個人の思い込みから変えていき、経営者や従業員がお互いに理解、信頼しあうことで、何でも言うことができる風通しの良い職場環境が大切である。</p> <p>また、受け入れる企業の環境整備のあり方も、これまでとは違ったもの（性の多様性への配慮）となる。このため、県の職場環境整備のための補助金制度についても、性の多様性を踏まえた、使いやすい制度となることを期待する。</p>	<p>すべての人が性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任もともに分かち合う社会を目指しています。</p> <p>そのため、性の多様性についても一人ひとりの人権が尊重されるよう、職場も含め、学校や家庭、地域などの様々な場を通じて、人権啓発や人権教育を推進してまいります。</p> <p>一方「女性活躍のための環境整備支援事業費補助金」は、女性従業員の労働環境の改善等により、女性の従業員の増加や、離職防止等、女性の活躍推進を目的として、法令に定める施設基準を上回る施設・設備に対し、整備にかかる経費の一部を助成しております。そのため、トイレや更衣室等について、女性が利用するものを補助対象として認めることとしております。</p>

④ しまね働く女性きらめき応援会議（文書意見照会）

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
4-1 計画全般	全体 第1章 1 基本的な 考え方 (P1)	第1章の「1 計画策定の趣旨」において、「固定的な性別役割分担意識の一定の解消」とあるが、「一定の解消」を具体的に記載したほうがよいのではないか。	ご意見を受けまして、P24、25（現状と課題）において、過去10年の固定的な性別役割分担意識の状況を記載と図表39を追加しました。 【追加】（P24、25） 加えて、「男は外で働き、女は家庭を守る」というような固定的な性別役割分担の考え方については、施策の進捗状況を図るため、毎年実施している島根県政世論調査においても調査を実施しています。過去10年の島根県政世論調査によると、固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合が徐々に向上しており、社会全体として固定的な性別役割分担意識の一定の解消が図れていることが分かりますが、第3次島根県男女共同参画計画における令和3年度の目標値80%には届いていません（図表39）。
4-2 計画全般	全体 第1章 1 基本的な 考え方 (P1)	第1章の「1 計画策定の趣旨」において、「新型コロナウイルス感染症の影響や変化を踏まえて」とあるが、具体的な課題や方向性について記載したほうがよいのではないか。	第1章の「4 計画策定にあたっての横断的な視点」の「(1)新型コロナウイルス感染症の影響」において、課題や方向性を記載しています。
4-3 基本目標Ⅰ 重点目標1	取組8 (P45)	取組8について、島根県の委託を受けて、看護協会がナースセンターを運営しています。少子化が進む中で、免許を持つ方がそれぞれのライフサイクルやライフスタイルに合わせた働き方や働く場所の相談を行っています。これからその必要性は増すと考えます。 「ナースセンター」の存在を知っていただくためにも、「ナースセンター」の名称を入れていただきたいと思います。	ご意見を受け、下記のとおり取組を追記しました。 【修正後】（P45） 取組8 女性医師や看護職員の離職防止や復職支援などを行う「えんネット（島根大学医学部地域医療支援学講座）」や「ナースセンター（島根県看護協会内）」などと連携し、女性医師や看護職員が安心して就業できる環境づくりに取り組めます。（医療政策課、高齢者福祉課）
4-4 基本目標Ⅱ 重点目標6		地域で男女共同参画の推進に向けて活動する人と公民館がより連携がとれるような取組を検討していただきたい。	男女共同参画の推進に向けて、県や市町村と一緒に啓発活動を行う方を「島根県男女共同参画サポーター」として委嘱しています（R3.9時点121名）。サポーターが地域で啓発活動を行う際に、地域の拠点である公民館と連携を図り協力を得ることは、活動を円滑に進める上で有効だと考えられます。今後、公民館の方々とサポーターとが連携を図ることができるよう、サポーターの活動内容等を周知していきたいと考えております。
4-5 基本目標Ⅲ 重点目標9	数値目標21、 22 (P37)	乳がん・子宮がん検診受診率の目標値（数値目標21、数値目標22）について、R7の受診率目標値50%は低いように感じます。 男女を問わず仕事と生活を両立する上で健康管理・予防は重要です。女性の乳がん・子宮がん検診を受診していなかったため発見が遅れたという事例を多く聞きます。 人口増が簡単でない現代、生産年齢における女性の労働力率が全国1位の島根県であれば、「職場の定期健康診断にがん検診を追加で行うことが可能であれば事業所が費用を負担し、支払い後、県が助成する」「がん検診費用を県が負担する」等、働く人を具体的に守る新しい仕組みはできませんでしょうか？	がん検診は、市町村が健康増進法に基づき実施するものと、職場等の福利厚生の一環として任意で実施されるものがあり、法的根拠がない職場でのがん検診については、各事業所により様々な状況です。 県としては、現在、職域におけるがん検診の現状把握に取り組んでいるところであり、その結果を踏まえ、今後、がん検診実施主体である市町村とともにどのような支援が可能かも含めて検討していきたいと考えています。 また、併せて、より受診しやすい環境整備に向け、例えば、居住地の市町村を越えて検診受診できる検診広域化や時間外・休日検診の拡充等についても取り組んでいるところです。

⑤ 市町村（文書意見照会）

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
5-1 基本目標Ⅲ 重点目標10	数値目標23 (P37)	<p>数値目標23「就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合」(P37)について、目標値80%に対し既に直近値で87.5%と上回っている。</p> <p>これについて、目標値は直近値よりも高く設定したほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>もしくは、現状維持することが重要な目標であるならば、注釈などでその旨補足したほうが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>当該目標値80%は、県が（一財）母子寡婦福祉連合会に委託して行う無料職業紹介事業における新規求職者数（分母）の内、実際に就職につながった人数（分子）の割合及び母子父子自立支援プログラム策定事業における支援対象者個人ごとの自立支援計画策定件数（分母）の内、実際に就職につながった件数（分子）の割合を合算し、近年の実績等に基づいて設定しています。</p> <p>この分母に当たる新規求職者等の人数や自立支援計画策定件数は年度によって大きな変動があります。これは、別の就業支援制度を活用することで目的を達成し、ニーズがなくなる場合や自立支援プログラム策定は市町村でも行っており、そちらでの対応になる場合もあるためです。</p> <p>その上で、分子部分の就職に結びつくかどうかは、ご本人のニーズも様々で、必ずしも全員が就職に結びつくわけではないため、100%にはなりにくい状況があります。</p> <p>一方、県としては、今後、出来るだけ多くの方にこういった支援があることを幅広く広報し、上記の希望者（分母）を増加させていくことを目指しています。</p> <p>以上のことから、目標値としては一定の割合を据置く形となっておりますが、今後、当該事業を活用されるひとり親世帯の裾野（分母）を広げていながら、その中の80%を超える方々が毎年就職につながっていくよう支援してまいります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえて、数値目標の設定趣旨について、下記のとおり脚注を追加しました。</p> <p>【追加】(P37) <u>※7 算出根拠となるひとり親世帯の新規求職者数等の人数（分母）と就職者等の人数（分子）が年度によって大きく変動する。そのため、新規求職者数等の人数（分母）の裾野を広げていながら、就職する方の割合が目標値を超えるよう支援することとし、目標値（80.0%）は直近値を下回る数値に据え置く。</u></p>

⑥ パブリックコメント（令和3年12月23日～令和4年1月24日）

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
6-1 基本目標Ⅰ 重点目標Ⅱ		ワーク・ライフ・バランスは、「住職近接」、「最低所得の大幅引き上げ」、「国民負担率の軽減」をしないと無理。 これらは、男女共同参画ではなく労働問題と課税・分配問題として扱うべきである。	最低所得の引き上げや、国民負担については、現在、国において議論がなされているところであり、今後の動きを注視する必要がありますが、ご意見のとおりワーク・ライフ・バランスを、こうした労働問題や社会保障問題として捉まえることは重要な視点です。 島根県の最上位計画である島根創生計画においては、県内産業を活性化し、それによって所得と雇用を増やし、そうして働きやすく子育てしやすい環境を整備し、県民が結婚、出産、子育てなど、自分らしく、希望するワーク・ライフ・バランスを叶えられる社会を目指しています。島根県は、住まいと職場が比較的近いことから、通勤・通学時間が短く（全国2位）、帰宅時間が早い（全国2位）という魅力があり、こうした魅力を活かして、県民の希望を叶える暮らしを実現するよう、部局連携して取り組んでまいります。
6-2 基本目標Ⅱ 重点目標Ⅲ	取組53 (P50)	女性・弱者がもっと活躍できる社会がこれから望まれると思います。 その為には女性（現在はまだ弱者？）の声が届きやすい環境にする必要があると思います。 市議会・県議会・国会までも女性の議員を増やす事、最低限の割合を条例・法制化すべきだと思います。	平成30年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定められています。 そのため、県としてましては、法律の趣旨を踏まえ、公選による公職等としての活動に関心のある人材の育成等に向けて、女性の政治参画への参画の重要性、意義についての理解促進の取組が必要だと考えております。 については、ご意見を受けまして、下記のとおり取組を追加します。 【追加】（P50） <u>取組53 女性の政治分野への参画の重要性、意義についての理解促進を図るため、セミナーなどの開催による啓発を行います。（女性活躍推進課）</u>

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
6-3 基本目標Ⅱ 重点目標4	取組60 (P51)	<p>現行の「公的広報の手引き」でも指摘しているように、公的広報と民間のプロモーションとは、その公共性に大きな違いがある。つまり、民間が行う広報やプロモーションについては営業の自由として保障されるべきであり、たとえば、女性アイドルグループや男子学生が主に登場するアニメを用いた民間のプロモーションなどを行政の手引きにより制限することはあってはならない。</p> <p>仮に「公的広報の手引き」の対象に民間も含める場合は、最低限、行政向けと民間向けとでその内容を別にする必要がある。具体的には男女共同参画社会基本法第16条に定められた「基本理念」の啓発の域に留めるべきであり、啓発にあたって行政による表現内容への介入とならないよう細心の注意が必要である。</p>	<p>島根県では平成16年3月に「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」を作成しましたが、作成から15年以上経過し、男女共同参画に関する社会情勢も大きく変化してきていることから、手引きの改訂を検討しています。</p> <p>手引きは、島根県が公的な機関として発信する言葉や表現において留意するものであり、企業、団体、県民の皆様の表現を強制するものではありません。企業、団体、県民の皆様が情報発信を行う際に、男女共同参画の視点から、どのような表現が問題なのか、そしてどう変えていけばよいのかについて考える手がかりとして、参考にさせていただければと考えています。</p> <p>ご意見を踏まえて、改訂の際には県の作成の趣旨を記載するとともに、下記のとおり取組を修正しました。</p>
6-4 基本目標Ⅱ 重点目標4	取組60 (P51)	<p>県が広報資料を作成、発行する際のガイドラインとして扱われている「公的広報の手引き」を県民、企業、団体にまで範囲を広げて啓発するのは違うのではないのでしょうか。</p> <p>公的の広報と民間のプロモーションは公共性に大きな違いがあることは現行の「公的広報の手引き」でも指摘されていますし、少なくとも民間が行う広報やプロモーションについては営業の自由として保障すべきで、行政の手引きにより制限することはあってはなりません。</p> <p>仮に啓発を行うにしても男女共同参画社会基本法第16条に定められた「基本理念」の啓発の域に留め、行政による表現内容への介入とならないよう細心の注意が必要です。</p>	<p>【修正後】(P51)</p> <p>取組60 <u>公的機関として、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うため、「公的広報の手引き」を改訂します。</u>また、県の広報誌やホームページなどは、男女共同参画の視点を踏まえて作成します。(女性活躍推進課、広聴広報課)</p>
6-5 基本目標Ⅱ 重点目標4	取組60 (P51)	<p>むやみやたらな差別は確かに良くないと思いますが、差別をなくす名のもとに行政によるむやみやたらな表現の制限はあってはならないと思います。何でもかんでも公権力が介入すると表現が萎縮するのではないのでしょうか。現にTVも過度な表現規制により見ない人が多いのではないのでしょうか。</p> <p>よって、現行案による表現の制限には反対します。</p>	
6-6 基本目標Ⅱ 重点目標4	取組60 (P51)	<p>メディアにおける女性や子どもの人権への配慮や公的手引きを用いた民間への啓発について、「配慮するように指導」はもとより「民間への啓発」というのは、憲法で完全に禁止された『検閲』です。そもそも、メディアや創作物を取り締まっても女性の人権は向上しない。</p>	
6-7 基本目標Ⅲ 重点目標9		<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツは一旦全面的に見直してください。日本のリプロダクティブ・ヘルス／ライツは特定の思想によっている。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。</p> <p>心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていくために必要なことです。また、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があることから、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点も必要であると考えています。</p>

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
6-8 基本目標Ⅲ 重点目標10		最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、感染防止対策の範囲内での営業を行う者に対する中傷対策については、行政が、いわゆる「自警行為」の自粛を強かに求めるしかない。	<p>県におきましては、県民の皆様に対しまして、下記のことをお願いしています。</p> <p>(1) 感染した方やその関係者などに対するインターネットやSNS上などでの誹謗中傷やうわさ話などを厳に慎んでいただくこと</p> <p>(2) 県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとっていただくこと</p> <p>(3) ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方々に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと</p> <p>県におきましては、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害が行われないよう、引き続き啓発を行ってまいります。</p>